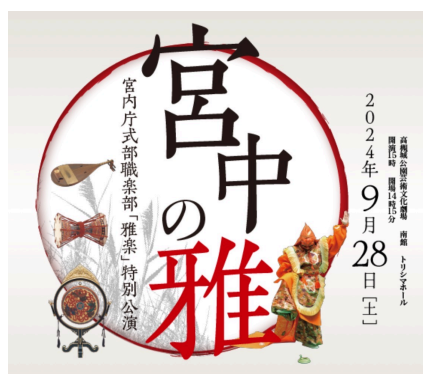




宮中の雅～宮内庁式部職楽部「雅楽」特別公演 協賛のお願い



このたび、1,200年以上にわたる宮中雅楽の伝統を今日に伝える宮内庁式部職楽部の公演が、雅楽器の「箏(ひちりき)」に使う葦(ヨシ)が採取される、大阪府高槻市で実現する運びとなりました。本事業は、高槻市主催、公益財団法人高槻市文化スポーツ振興事業団共催、一般社団法人雅楽協会が運営業務を担います。

大阪での楽部公演は実に16年ぶりとなり、極めて希少な公演の実施をぜひ応援していただきたく、協賛のお願いを申し上げます。

1. 公演概要

宮中の雅～宮内庁式部職楽部「雅楽」特別公演

【日時】2024年9月28日(土) 15:00開演

【会場】高槻城公園芸術文化劇場 南館 トリシマホール(大阪府高槻市野見町6-8)

※客席数1,505席

【料金】SS席10,000円 S席8,000円 A席6,000円 B席4,000円 C席3,000円

【出演】宮内庁式部職楽部

【プログラム】

第1部 <管絃> 壺越調音取 春鶯囀入破 一声(朗詠) 酒清司

第2部 <舞楽> (左方)賀殿 (右方)還城楽 仁和楽

【主催】高槻市

【共催】公益財団法人高槻市文化スポーツ振興事業団

【協力】宮内庁式部職楽部／一般社団法人雅楽協会

【企画・制作】一般社団法人雅楽協会

【公演特設webサイト】<https://gagaku-kyokai.or.jp/concert/miyabi2024.html>

2. 協賛について

種類

●協賛A

金額:1口 10万円 *何口でも可能です

内容:当日配布プログラムへの広告掲載(B5版全面)、および、公演特設webサイトへの団体名掲載。

※公演のご招待席をご用意いたします。

●協賛B

金額:5万円

内容:当日配布プログラムへの広告掲載(B5版2分の1面)、および、公演特設webサイトへの団体名掲載。

※公演プログラム掲載にあたり、上段・下段等のレイアウトは当協会へご一任ください。

※公演のご招待席をご用意いたします。

●協賛C

金額:2万5千円

内容:当日配布プログラムへの広告掲載(B5版4分の1面)、および、公演特設webサイトへの団体名掲載。

※公演プログラム掲載にあたり、上段・下段等のレイアウトは当協会へご一任ください。

※公演のご招待席をご用意いたします。

【公演プログラム】

印刷部数:1,600部 *当日配布1,505部、および、そのほか機関等へ配布

仕様:フルカラー 12-16ページ程度 B5版を予定

お申し込み方法

雅楽協会へメールまたはお電話にて、お申し込みの旨をご連絡ください。ご連絡いただきましたら、申込書を雅楽協会よりお送りします。必要事項をご記入いただき、郵送またはメールにて、雅楽協会へお送りください。原稿のデータの締切は、9月上旬～中旬を予定しております。

※お申し込み前に、「協賛企業の応募資格」をご確認ください。

※一般社団法人雅楽協会への協賛となり、税額控除はございません。

お問い合わせ・お申し込み

一般社団法人 雅楽協会

担当:事務局 長谷川

〒163-1302 東京都新宿区西新宿6丁目5番1号 新宿アイランドタワー2階

03-5050-4387 info@gagaku-kyokai.or.jp

以上

『宮中の雅～宮内庁式部職楽部「雅楽」特別公演』協賛の応募資格

協賛の応募資格については、次の条件を満たすこととします。

- (1)政治団体、宗教団体、公職にある者が役員を務める団体でないこと。
- (2)日本国内に登記簿上の営業所又は事務所を有していること。
- (3)法人税、法人事業税、法人住民税並びに消費税及び地方消費税に係る徴収金を完納していること。
- (4)経営状況(財務状況)及び経営組織等企業の経営全般において健全な法人
- (5)次の①から⑱までのいずれにも該当しないこと。
 - ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する風俗営業に該当する業種及びこれに類似する業種
 - ②貸金業法(昭和58年法律第32号)に規定する貸金業
 - ③たばこに関する業種
 - ④ギャンブル(公営競技及び宝くじを除く。以下同じ。)に関する業種
 - ⑤投機的商品に関する業種
 - ⑥占い又は運勢判断に関する業種
 - ⑦債権取立て、示談引受け等に関する業種
 - ⑧インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)に規定するインターネット異性紹介事業
 - ⑨規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種又は事業者
 - ⑩法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
 - ⑪興信所・探偵事務所等を営む事業者
 - ⑫前各号に掲げる業種又は事業者をあっせん又は紹介する業種又は事業者
 - ⑬民事再生法(平成11年法律第225号)及び会社更生法(平成14年法律第154号)による再生・更生手続中の事業者
 - ⑭高槻市暴力団排除条例(平成25年高槻市条例第33号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条例第7条に規定する暴力団員等に該当する事業者
 - ⑮法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行う事業者
 - ⑯行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
 - ⑰本市の指名停止を受けている事業者
 - ⑱本市の市税を滞納している事業者
 - ⑲その他市の資産を広告媒体とする広告に係る業種又は事業者として適当でないと認められるもの

以上